

健発 0616 第 8 号

平成 23 年 6 月 16 日

関係都県知事

関係厚生労働大臣認可〔水道事業者〕 殿
〔水道用水供給事業者〕

(宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県、静岡県)

厚生労働省健康局長

放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について

原子力災害対策本部から、放射性物質が検出された浄水発生土のほか、下水処理場等から発生する脱水汚泥等に係る保管、処分等の取扱いについて、別紙のとおりとりまとめた旨通知があったので、お知らせする。

貴都県におかれては、管下の都県知事認可水道事業者等に対し、この旨周知いただくとともに、本考え方に沿った適切な取扱いがなされるようご協力願いたい。